オリソー物流株式会社

○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送の引受け
第一節　通則（第三条―第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十五条）
第八節　責任（第三十六条―第三十九条）
第九節　運送機能（第五十三条―第六十条）
第三章　損込み又は取卸し等（第六十一条―第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送の引受けを行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に抵触しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ前項に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（引渡期間）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物の運送の申込みを受けた場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集荷及び配達をする場合に限る。一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申し込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び荷造りの種類及び個数

三　集荷及び配達をする場合にあっては、集荷及び配達の場所

四　集荷及び配達の日又は希望日時

五　運送の段階別

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する特殊料金及び第十八条第一項に規定する特別料金を含む。）及び運送引換証、貨物引換証又は預り証に記載すべき事項

七　高価品については、貨物の種類及び価額

八　第六十一条に規定する貨物の積卸し又は取卸しを委託するときは、その旨

九　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、当該運送申込方法により提供すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込方法により提供したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとします。次に掲げるものについても、同様とします。

一　運賃、料金等の額

二　運送及び配達又は集荷及び引渡の時期

三　その他運送の条件

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受内容の交付に代えて、当該運送引受内容を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当該運送引受内容を交付したものとみなします。

（運送の引受けの制限）

第八条　当店は、前条の運送引受内容の交付に代えて、当該運送引受内容を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当該運送引受内容を交付したものとみなします。

一　運送及び配達又は集荷及び引渡の時期

二　その他運送の条件

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受内容の交付に代えて、当該運送引受内容を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当該運送引受内容を交付したものとみなします。

（運送の引受けの制限）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとします。次に掲げるものについても、同様とします。

一　運賃、料金等の額

二　運送及び配達又は集荷及び引渡の時期

三